

山梨県公報

第一千八百八十三号

平成二十三年

十一月二十一日

月 曜 日

目次

道路の区域変更

八〇三

公 告

平成二十三年度毒物劇物取扱者試験の実施

八〇三

指定施設要件変更保安林の所在不分明通知

八〇四

肥料の登録

八〇四

土地改良区役員の退任

八〇五

土地改良区役員の退任及び就任

八〇五

公共測量の実施

八〇六

告 示

山梨県告示第四百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十三年十二月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十一日

山梨県知事

横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 島上条宮久保絵見堂線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
甲斐市龍地字滝ヶ池六五二七番の一地先か	旧	三・〇〇	一〇二八・〇

公 告

●平成二十三年度毒物劇物取扱者試験の実施
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第八条第一項第三号の規定により、平成二十三年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成二十三年十一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 試験日時
平成二十四年二月十一日(土)午前十時から正午まで
- 二 試験場所
甲斐市池田一丁目六番一号 山梨県立大学池田キャンパス
- 三 試験の種類
 - 1 一般毒物劇物取扱者試験
 - 2 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
 - 3 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 四 受験資格
学歴、年齢及び性別を問わない。
- 五 試験の方法及び科目
 - 1 筆記試験
 - (一) 毒物及び劇物に関する法規
 - (二) 基礎化学

ら 甲斐市団子新居字中原六二番の四地先ま	四四・〇	
で ら 甲斐市龍地字滝ヶ池六六〇四番の一地先か	一八・〇〇	一一五〇・〇
ら 甲斐市団子新居防沢川右岸堤防敷地先ま	七一・〇	
ら 甲斐市龍地字滝ヶ池六六〇四番の一地先か	一八・〇〇	一一五〇・〇
ら 甲斐市団子新居防沢川右岸堤防敷地先ま	七一・〇	
新	一八・〇〇	一一五〇・〇
	七一・〇	

(三) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

2 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

六 受験願書の提出方法

各保健福祉事務所（保健所）（支所を含む。以下同じ。）に提出すること。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県保健福祉部衛生薬務課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。

七 受験願書の受付期間

平成二十四年一月五日（木）から同月十六日（月）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、同月五日（木）から同月十二日（木）までの消印のあるものを有効とする。

八 提出書類

1 受験願書

2 住民票（本籍が記載されたもの、発行日から六月以内のものに限る。）

3 写真（出願前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦六センチメートル、横四・五センチメートルのものであって、裏面に氏名を記載したものを願書の写真欄に貼り付けること。）

九 受験手数料

一万五百円（受験願書に一万五百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）

十 合格者の発表

平成二十四年三月九日（金）午前十時に県庁東側及び県内各保健福祉事務所（保健所）の掲示板並びに山梨県保健福祉部衛生薬務課のホームページにおいて受験番号で発表する。また、合格者には合格証書を交付する。

十一 問い合わせ先

詳細に関しては、山梨県保健福祉部衛生薬務課（電話〇五五 二二三 一四九一）に問い合わせること。

指定施設要件変更保安林の所在不分明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、

通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十三年十一月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施設要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施設要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
大月市猿橋町猿橋字ウシロヤ二九三八	山口八郎
大月市猿橋町猿橋字ウシロヤ二九四六、二九四七	知見康一郎
大月市猿橋町猿橋字ウシロヤ二九四八、二九五〇、二九五一の乙、二九五四、二九五五	川上喜彦
大月市猿橋町猿橋字ウシロヤ二九六六	知見成徳

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施設要件変更の告示

平成二十三年十月十二日農林水産省告示第九百九十号

● 肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により次の肥料の登録をした。

平成二十三年十一月二十一日

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	その名称及び住所	登録の有効期限
山梨県第十八号	乾燥菌体肥料	富士忍野有機	窒素全量五・五%以上	公定規格	株式会社富士忍野食品 山梨県南都留郡忍野村内野三三八六番地	平成二十六年九月十一日

● 土地改良区役員の内退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、塩川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があつた。
平成二十三年十一月二十一日

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	五味 篤	葎崎市藤井町坂井七九九	平成二十三年十月二十八日

● 土地改良区役員の内退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、河口総合土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつた。
平成二十三年十一月二十一日

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事長	小河原彦一	富士河口湖町河口二八四〇番地二	平成二十三年三月三十一日

二 就任

理事	三浦 静雄	同	五八番地	同
同	林 義人	同	一八一八番地	同
同	梶原 民博	同	一一九八番地	同
同	中村 義朗	同	一一八七番地五	同
同	駒井 仁	同	一二五五番地	同
同	小河原豊明	同	一二五六番地一	同
同	梶原 甚蔵	同	一四〇〇番地	同
同	外川 貞治	同	一六八九番地二	同
監事	三浦 寿夫	同	一一〇一番地一	同
同	山崎 光晴	同	一四六三番地一	同
同	伊藤 隆夫	同	三〇二番地四	同

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事長	小河原彦一	富士河口湖町河口二八四〇番地二	平成二十三年四月一日
理事	伊藤 隆夫	同	三〇二番地四
同	古屋 道雄	同	一〇六六番地
同	三浦 寿夫	同	一一〇一番地一
同	林 義人	同	一八一八番地
同	中村 義朗	同	一一八七番地五

